

ベシアニエス 入居について

1. 入居について

- ・契約書は同じものを2部作成致します。1部はご本人（またはご家族）1部は施設にて保管いたします。内容をよくご確認のうえ署名捺印願います。
- ・入居にあわせ、入居者様の健康状態を把握するため、かかりつけの医院等で健康診断を受けて頂きます。健康診断の様式は施設にございます。
※健康診断の費用は個人負担となります。

2. 利用料について

- ・収入申告書作成にあたり、必要書類をご提出ください。（別にご案内いたします）
- ・利用料決定通知書にて毎月の利用料をご確認ください。（毎月の請求書は出しません）
- ・毎月5日までに当月分の利用料をお振込みください。
- ・食事代の減額につきましては、朝～夕食3食全て欠食の場合対象となります。
食材発注の都合上、2週間前までに事務所に申し込みください。
※2週間以内の申し出につきましては、減額対象にはなりません。（入院を除く）

3. 公共料金について

- ・電気、電話は個人の契約になります。手続きについては事務所に確認ください。
- ・水道料は2ヶ月に1度、上水道の基本料金1,532円（1ヶ月766円）を事務所より請求いたしますのでその際にお支払ください。（奇数月末に請求します）
- ・NHK受信料は、当施設入居者は免除となりますので、転居前にお支払されていた方はNHKへ連絡し、廃止の手続きをしてください。

4. 食事

- ・食事時間は次のとおりです。1階食堂にてお召し上がりください。

朝食 午前8時
昼食 午後12時
夕食 午後5時

5. 外出・外泊

- ・外出時は、お出かけ前に外出簿にご記入の上施設名が入った住所カードをお持ちください。
- ・外泊時は、事前に外泊簿にご記入ください。

6. 退所について

- ・退所時は30日前までにお申し出ください。急な退所の申し出につきましては、返金の対応の不可、若しくは翌月の利用料が発生する場合がございます。
- ・退去時は、職員同席で居室状況の確認を行います。（確認箇所；居室、台所、ピータイル、洗面所、押入れ、カーテン）その際、現状復帰の必要性があると判断された場合、別途修繕と清掃の負担がございます。

7. 洗濯・入浴

- ・入浴は週4回です。午前10時～午後4時
月・水・金・土 1階 女性風呂 介助浴（外部ヘルパー利用）
2階 男性風呂

※介助浴をご利用の方は、時間を調整しますので事務所にお申し出ください。（1回30分）

- ・洗濯は各階のコインランドリーをご利用ください。

洗濯機（5kg） 1回 100円 乾燥機 1回 100円

8. 喫煙

- ・居室内は禁煙です。 喫煙は1階の喫煙所をご利用ください。

9. 移動販売等

- ・毎週水曜日 午前10時ごろ、「ヤクルト」巡回移動販売。
- ・毎週木曜日 午前10時30分ごろ、施設1階にて「おかじま商店」移動販売。
午後1時ごろ、施設前にて「函館牛乳」車輛移動販売
- ・随時 「セイコーマート」日用品の注文と配達
- ・年4回 午後1時30分より、「イトーヨーカドー」移動販売

10. 往診

- ・毎週水曜日 午後「釜田歯科」往診（自力で通院できない方のみ）

11. 床屋

- ・毎月 第1月曜日 午前9時～ ご希望の方は前日までに事務所にお申し出ください。

12. クリーニング

- ・毎週 水・土 「甲屋クリーニング」来所。※時間は未定
- ・毎週 月・木 「川瀬クリーニング」退所。※時間は未定

13. 火災防止について

- ・居室での火気の使用は厳禁です。
※仏壇をお持ちの方は、命日等でお坊さんが来られる場合のみ、ろうそくやお線香の使用を許可しております。事前に事務所にお申し出ください。使用後はすぐに消火をお願い致します。
- ・居室の電気コンロは使用しない場合、ブレーカーを落とさせていただきます。
- ・暖房器具は、備付けの床暖房をご利用ください。
床暖房以外の暖房器具は、「温風ヒーター」「オイルヒーター」のみご使用いただけます。
- ・居室のカーテンは全て消防法に基づく防災素材のものを、施設でご用意いたします。
レースカーテンにつきましては入居者様個人で防災加工のものををご用意ください。
※退所時のカーテンのクリーニング代は個人負担で、2,100円です。

14. 居室の電球・蛍光灯について

- ・居室の電球・蛍光灯は、入居から6ヶ月の間は無償で交換いたします。
以降の交換は、自己負担となります。

15. 介護保険サービス

- ・介護保険サービスをご利用の方は事務所にお申し出ください。また、新たに介護保険サービス利用希望の方は事務所にご相談ください。
原則として、介護保険証は事務所にてお預かりさせていただきます。

16. その他

- ・健康保険証、各種受給者証（老人医療受給者証、特定疾患医療受給者証）、身体障害者手帳はコピーを事務所で保管させていただきます。
- ・現在服薬中の薬剤情報のコピーを事務所で保管させていただきます。
入所後、医療機関受診時には事務所にご報告ください。皆様の健康状態を把握させて頂き備えるためですのでご協力ください。服薬については個人管理となりますが、不安な方は事務所にご相談ください。
- ・防犯対策のため、施設玄関は午前5時開錠、午後9時施錠いたします。帰所が遅くなる場合は事前にお知らせ下さい。